

Q4-1 台湾からの外貨の外国送金規制の内容について教えてください。

台湾における為替決済の手續および規制は、「外国為替収支または取引申告弁法」および「外国為替収支または取引の申告における銀行業の顧客に対する指導時の注意事項」によって規定されており、取引の種類、金額により異なります。

一、貿易取引

貿易取引に関する送金は、中央銀行への事前許可申請は不要で、かつ決済金額に関する上限規制もありません。ただし、1回当たりの決済額が NT\$50 万円を超える場合には、事後に為替銀行経由で中央銀行に「外国為替収支または取引申告」を提出する必要があります。そのうち、団体、個人で US\$50 万、会社、商店で US\$100 万円を超える場合には、同申告書に関連のエビデンスを添付し、銀行が申告書の記載内容が適切であることを確認した上で、為替決済を行うこととなります。

二、貿易外取引(資本・預金取引を含む)

外国為替収支または取引申告弁法(以下「申告弁法」という)第6条は、個人、法人それぞれの為替決済累計額を定めています。1997 年以降は、団体、個人は US\$500 万、会社、商店は US\$5,000 万とされています。これを超えない限り、中央銀行に対する事前許可の取得は不要です。申告書の提出義務、およびエビデンスの添付は、貿易取引の場合と同様です。ただし、次のことに注意する必要があります。

- 1、居住者による 1 回の為替決済の金額が NT\$50 万未満の場合、原則として「外国為替収支または取引申告書」に記入する必要はなく、また当該年度の為替決済累計額に加算する必要もありません。
- 2、ただし、管轄官庁の許可を受けた直接投資、証券投資および先物取引、または台湾内で行われる取引で、取引目的物が台湾外の貨物あるいはサービスに関わるものについての送金は NT\$50 万未満でも申告が必要であり、同申告書に関連のエビデンスを添付し、銀行が申告書の記載内容が適切であることを確認した上で、為替決済を行うこととなります。
- 3、非居住者に関しては、年間の為替決済累計額はないものの、1 回当たり US\$10 万以下であれば、中央銀行への事前申請は必要ありません。ただし、1 回当たり NT\$50 万円を超える場合、申告書の提出が必要です。また、非居住者の US\$10 万円を超える国内請負工事代金、法的案件に伴う担保金および仲裁費用、許可を得た国内不動産取得に関わる資金、合法的に国内で取得した遺産、保険金、および補償金等の外国為替取引については、申告に関わる申請書および契約書、許可書等のエビデンスを指定銀行経由で中央銀行に届け出て、許可を取得してから為替決済手続を行うことができます。

三、中国との為替取引

中国との為替取引については、中央銀行に指定された金融機関(郵便局を含む)であれば、中国の個人、法人、団体、その他の機関およびこれらが第三国に設立した支店との間で、外国為替決済取引を行うことができます。銀行は、送金に関する契約書、認可通達などのエビデンスを確認し、為替決済を行うこととなります。

四、その他の注意事項

1、外貨持ち出し、持ち込みの申告義務

外貨の場合、持ち込み、持ち出しについては上限はありませんが、US\$10,000 を超える現金は通関する際には税関に申告する必要があり、申告しないまま通関して税関に発見された場合、当該超過部分の現金を没収されます。

NT\$ の場合、持ち込み、持ち出しについて NT\$100,000 が限度であり、NT\$100,000 を超える現金は事前に中央銀行の許可を申請する必要があります。申告しないまま通関して税関に発見された場合、当該超過部分の現金を没収されます。

2、会社法第 381 条は、「外国会社の中華民国領域内の財産は、清算期間中に中華民国領域外に移転させてはならず、清算人が清算のために行う場合を除き処分してはならない」と定めており、清算中の海外送金は制限されています。

3、外貨による資金調達

国内での外貨借入も可能ですが、資金使途が貿易関連に限定されています。台湾子会社が海外の親会社からの借入、海外の金融機関からの借入といった海外からの資金調達を行う際、借入期間が 1 年を超える場合には、外国人投資条例に規定がある投資とみなされ経済部投資審議委員会からの許可を取得する必要があります。送金後、送金実行までに中央銀行へ外貨債務残高登記申請を行わなければなりません。なお、海外からの資金調達に関して、資金使途、貸付期間、返済条件等の制限はありませんが、利息送金時に 20%の源泉税が課されます。